○国土交通省告示第千三百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

穴の川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十一年国土交通省告示第二百六十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山

七八番六二　一号から四号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱五号と八号を平成二十一年国土交通省告示第二百六十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山

七八番六二　五号から八号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱八号から十二号までを順次結んだ線及び標柱八号と十二号を平成二十一年国土交通省告示第二百六十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山

七八番六二　八号から十二号まで

ニ　次に掲げる土地に存する標柱十三号から十五号までを順次結んだ線及び標柱十三号と十五号を平成二十一年国土交通省告示第二百六十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山

七八番六二　十三号から十五号まで

ホ　次に掲げる土地に存する標柱十六号から十九号までを順次結んだ線及び標柱十六号と十九号を平成二十一年国土交通省告示第二百六十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山

七八番六二　十六号から十九号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

雄忠志内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和二十六年建設省告示第八百九十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字雄忠志内

三二七番　一号及び二号

国有林一二三林班か小班　三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から十五号までを順次結んだ線、標柱四号と十五号を昭和五十二年建設省告示第三百一号で指定した同号四、平成八年建設省告示第千六百八十一号で指定した同号三十九、平成十年建設省告示第千九百六十四号で指定した同号四及び昭和二十六年建設省告示第八百九十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字雄忠志内

国有林一二三林班か小班　四号

国有林一二三林班れ小班　五号から十一号まで

国有林一二三林班お小班　十二号から十五号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十五号から三十一号までを順次結んだ線、標柱十五号と三十一号を平成六年建設省告示第千四百六十三号で指定した同号三、平成七年建設省告示第千六百六十六号で指定した同号六及び昭和五十二年建設省告示第三百一号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字雄忠志内

国有林一二三林班お小班　十五号から三十一号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

アフトロマナイ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱一号と七号を昭和五十七年建設省告示第千四百十七号で指定した同号三及び昭和五十八年建設省告示第千六百九十二号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎

三一九番一　一号

国有林一〇三林班ほ小班　二号から七号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱八号から二十号までを順次結んだ線、標柱八号と二十号を昭和五十六年建設省告示第千六百九十八号で指定した同号一、昭和五十七年建設省告示第千四百十七号で指定した同号三及び昭和二十六年建設省告示第八百九十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道利尻郡利尻富士町鬼脇

字石崎　国有林一〇二林班ほ小班　八号から十八号まで

字旭浜　二六四番一　十九号及び二十号

○国土交通省告示第千三百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺迫谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線、標柱十八号と十九号を平成十二年建設省告示第二千四百一号で指定した第十二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十九号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を平成十二年建設省告示第百六十四号で指定した第十号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県宮崎市高岡町上倉永

字寺迫　四九六番二　一号

四九七番　二号

四五六番一地先道路敷　三号

四五六番二地先道路敷　四号

四四四番　七号

四四三番地先河川敷　八号

五〇五番一　二十六号

四九四番一　二十七号

字川内　五六五番一　五号

五六五番一地先河川敷　六号

五六六番　十四号

五六一番一　十五号

五五九番　十六号

五五六番一　十七号

五五五番一　十八号

五五三番一　十九号

五二五番一　二十号

五二〇番一　二十一号及び二十二号

五一六番一　二十三号

五一五番地先道路敷　二十四号

五一三番一　二十五号

字前田　五九一番六　九号及び十号

五七〇番一地先河川敷　十一号

五六七番　十二号

五六八番一　十三号

福島県耶麻郡猪苗代町

字野老沢　四五二番一　一号

四五一番一　二号

四二六番二　三号

四四〇番八　四号

四二六番六　五号

四二七番二　六号

四二五番一　七号

四二二番一地先道路敷　八号